

資料NO. 5 宝塚市立小学校教職員による児童の学校での様子の無断撮影について

1 事案の概要

- ・本市市立小学校において、2018年10月から2020年11月までの間、当該小学校の教職員6人が、指導に従わない在籍児童の学校内での様子を、保護者に無断でスマートフォンやデジタルカメラを使用して撮影し、又は撮影する真似をしていました。
- ・撮影記録は、当該学校の教職員のパソコンネットワーク内で保有していました。
- ・撮影対象となった児童は、調査によると当該児童1名のみでした。
- ・当該児童は、2021年2月中旬から学校に通っていません。

2 保護者への対応

市教育委員会は2020年11月17日に本事案を把握し、学校とともに保護者への事実経過の説明や謝罪を行ってきたものの、現時点で保護者の理解は得られていません。

3 教育委員会の見解

教育現場では、子どもたちの活動の記録として学校行事などの様子を撮影することはありますが、本事案のように特定児童に対する指導を目的として撮影を行う場合は、あらかじめ保護者の了解を得ておくべきところ、本事案は、事前に当該児童の保護者の了解を得ることなく当該児童の学校での様子を撮影していたものです。

また、本事案は、当初はカメラを向けることで当該児童が危険な行動をやめたことから6人の教職員が同様の行為を行うようになったものですが、撮影を行うことで指導に従わせるという行為は子どもの成長を促すものではなく、当該児童に対する指導にはつながらないという意味で、不適切な指導であると考えています。